

太田市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第 9 6 号

太田市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

太田市消防吏員服制規則（平成 1 7 年太田市規則第 2 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表のうち第 2 号の表冬帽の部製式の項中「円形つば型とし、帽のまわりに黒色のリボンを巻くものとする」を「円形つば型とする」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。